

●香川県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年12月15日から平成30年1月12日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 岡田丸亀線（195号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町東小川字五反地 1222番1地先から	前	9.5~14.2	88	交通安全施設整備事業による歩道整備
丸亀市飯山町東小川字五反地 1220番1地先まで	後	12.6~15.5	88	